



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

○債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の口上書の交換に関する件
(同一二四、一二五)

- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたこととの告示
- （三重県公安委（八））

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責
特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務七八）

○円借款の供与に関する日本国政府とドミニコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二三）

○インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二三）

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛七七・七九）

○道路に関する件（四四）

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（岐阜県公安委五）

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（愛知県公安委九）

○公職選挙法の一部を改正する法律
(一九)

○公職選挙法の一部を改正する法律
(二〇)

〔その他告示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律
第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件
(デジタル庁・法務一、二)

○保安林の指定をする件
(同五二二～五二八)

○保安林の指定施業要件を変更する件
(同五二九)

三 三 二

まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に於する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
(農林水産五二二)

- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（兵庫県公安委六七）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（鳥取県公安委二八）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（島根県公安委六）
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示（岡山県公安委三九）

〔国会事項〕

内閣

公正取引委員会

長野県

〔人事異動〕

〔公 告〕

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第一九号）（総務省）

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第二〇号）（総務省）

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

法

律

るための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三項関係）

（三）この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

御名御璽
令和七年四月二日

1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

（一）ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこととした。

（二）公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名譽を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととした。（第一四四条の四の二関係）

2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

（一）ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、一〇〇万円以下の罰金に処することとした。（第二三五条の三第二項関係）

3 施行期日等

（一）この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

（二）選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

（一）公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員一〇人以下で車両総重量三・五トン未満することとした。（第一四一条第一項及び第六項関係）

（二）公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

（一）公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「五号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ四二センチメートル、幅四〇センチメートル以内とすることとした。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止することとした。（第一四三条第一項及び第一三項関係）

3 施行期日等

（一）適用区分

（一）この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

（二）施行期日

（一）この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

（二）この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（検討）

（一）この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（検討）

（一）選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣 石破 茂

○法務省告示第七十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年四月二日

東京法務局所属 法務大臣 鈴木 鑑
竹中 理比古 森田 祐一

○外務省告示第二百二十二号

札幌法務局所属 法務大臣 岩屋 肇

令和六年四月十六日にサントドミニゴで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がドミニコ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年二月二十八日に効力を生じた。

令和七年四月二日

外務大臣 岩屋 肇

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ドミニコ共和国の経済の安定及び開発努力を促進する意図をもつて、両政府間の協力のための努力の一環として供与される日本国との借款に関する日本政府の代表者とドミニコ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

令和七年四月二日

1 六十六億六千万円（六、六六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という）が、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）及び米州開発銀行によつて作成された「サントドミニゴ首都圏における統合的及び持続可能な固体廃棄物管理プログラム」のための協調融資計画」の下での統合的な固体廃棄物管理改善計画（以下「計画」という）を実施することを目的として、JICAにより、日本国との間で締結される借款契約（以下「借款契約」という）に基づいて供与される。借款は、米州開発銀行との協調融資として特徴付けられる。

2 (1) 借款は、ドミニコ共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という）に基づいて供与される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる借款契約によつて規定される。

(a) 債還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年一・七パーセントとする。

(c) 支出期間は、借款契約の発効の日の後六年とする。

(2) 借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む）を確認した後に締結される。

(3) (1)に規定する支出期間は、両政府の関係

当局の同意を得て延長することができる。

借款は、ドミニコ共和国の実施機関が調達

適格国の供給者、請負業者又はコンサルタント

に対して将来行う支払であつて、計画の実

施に必要な生産物又は役務の購入のために当

該実施機関と当該供給者、請負業者又はコン

サルタントとの間で締結されることのある契

約に基づくものを対象として使用に供され

る。ただし、当該購入は、当該調達適格国に

おいて、当該調達適格国で生産される生産物

又は当該調達適格国から供給される役務に

いて行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国（範囲は、両政府の関係当局間で合意される）

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ドミニコ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAと米州開発銀行との間で作成された枠組協定に従つて調達されることを確保する。

5 ドミニコ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関して、日本海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すこととも差し控える。

6 (1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してドミニコ共和国においてその役務が必要とする日本国民は、作業の遂行のためドミニコ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 ドミニコ共和国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してドミニコ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関するドミニコ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

（2) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してドミニコ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本

の会社から取得する個人所得に対してドミニコ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国民の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してドミニコ共和国において課される全ての付加価値税

ドミニコ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びドミニコ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

(d) ドミニコ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。

9 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

10 (b) 計画に関連するその他の情報

(a) 計画に関連するその他の情報

10 (b) 計画に関連するその他の情報

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府（以下「被供与国」という）の代表者との間で、インドネシア共和国（以下「被供与国」という）の安全保険上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国との協力に関する討議に言及するとともに、日本国政府に代わつて次の了解を提案する光榮を有します。

1 日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミニゴでドミニコ共和国駐在

ドミニコ共和国外務大臣 高木昌弘

ロベルト・アルバレス閣下

（ドミニコ共和国側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ドミニコ共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの了解が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了し、本旨のドミニコ共和国政府からとの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミニゴでドミニコ共和国外務大臣 高木昌弘

ロベルト・アルバレス閣下

（日本側書簡）

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十四年四月十六日にサントドミニゴでドミニコ共和国外務大臣 高木昌弘

ロベルト・アルバレス閣下

- 一 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町
大字岩戸字渡内五四七〇

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 秋田県仙北市西木町桧木内字霞田二〇、字除野一、二、四、五二、七二の一、七四、七七、七八、八〇から八二まで、八五、八六、八八の一、九〇、九三、九五、九七、一〇二から一〇七まで、一〇八の一、一〇九、一一〇、一一四、一一七から一二二まで、一二三の一、一二三の二、一二三の四、一二四、字上道一、六、八、一八、一九、七五、一四六、一六〇、一六一、一六九の二、一七五、一八九の二、一九五、字中島二〇八の一、二〇八の三、字中里二二九、二四五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百二十九号
森林法(昭和二十六年法律第二十五条第一項の規定により、
の指定をする。)

令和七年四月二日

一 保安林の所在場所 愛媛県
町柳井川字稻村八五八八・八五八九
二 指定の目的 土砂の流出の
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、
る。

字稻村八五八八・八五八九
筆について次の図に示す
2 その他の森林について
3 採種を定めない。
4 立木伐として伐採をする
は、当該立木の所在する
村森林整備計画で定める
ものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに
及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおりとす
るの図面及び関係書類を愛媛県庁
場に備え置いて縦覧に供する。
指定施業要件を変更する。
令和七年四月二日

一 指定施業要件の変更に係る
広島県庄原市西城町八鳥
一、五三七二の三、五三七二
の一、西城町大屋字馬酔七三
二 保安林として指定された日
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 昭和七年四月二日 農林水産省告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、次のように保安林を指定する。

1 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字稻村八五八八・八五八九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間〕

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その面図及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林水産省告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

1 保安林として指定された目的 水源の涵養

2 伐木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

区 域	防衛大臣 中谷 元	
	日 時	令和七年四月七日、同月八日及び同月十二日（予備 同月九日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
実施艦	(ア) 北緯三七度〇〇分一一秒	東経一三四度五九分五〇秒 北緯三七度二三分一秒
その他	(イ) 東経一三五度三九分四九秒	東経二三五度三九分四九秒 北緯三七度〇二分一秒
自衛艦九隻	(ウ) 東経二三五度三九分四九秒 北緯三六度四〇分一秒	東経二三四度五九分五〇秒
自衛艦九隻	東経二三四度五九分五〇秒	
実施艦	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
その他	三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	

- | 区
域 | 実
施
艦
そ
の
他 |
|--|--|
| 五島列島南方の次の経緯度線により囲
まれる海面及びその上空で海面から高
度九、一四四メートル以下までの間 | (ア) 北緯三二度二〇分一二秒
(イ) 北緯三一度四七分二秒
(ウ) 東経一八度四五分五二秒
(エ) 東経二九度〇九分五二秒 |
| 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年四月二日 | 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が
存在しないこと、また、射撃海面に
船舶等が存在しないことを確認しな
がら実施する。 |
| 三 前記区域の経緯度は、世界測地系
の数値である。 | 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲
揚する。 |
| 四
日
時
区
域 | 防衛大臣 中谷 元 |
| ○○○○まで | 沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地
点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二
地点を結んだ線により囲まれる海面並
びにその上空で海面から高度三〇、〇
八〇メートル以下までの間 |
| (ア) 北緯二六度二三分一四秒
(イ) 東経一二八度九分五三秒
(ウ) 東経二七度〇六分一四秒
(エ) 北緯二七度〇九分五二秒 | 東経一二九度〇六分一四秒
北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五二秒
北緯二六度二〇分一五秒
東経一三〇度五九分五二秒 |
| 実
施
艦
そ
の
他 | 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が
存在しないこと、また、射撃海面に
船舶等が存在しないことを確認しな
がら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲
揚する。 |
| 三 前記区域の各点の経緯度は、世界
測地系の数値である。 | |

○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二日

道路の種類 一般国道

路線名 六号

(三) 道路の区域

区

間

変更前

敷地の幅員

延長

備考

牛久市遠山町字馬内一〇三番六
から土浦市中字竹ノ下二六六番 前 B A
一ままで

後 B A

一〇・〇〇

一八三・一〇

一五・二三一

一五・二三二

(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○岐阜県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

岐阜県公安委員会委員長 林 正子

○愛知県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

愛知県公安委員会委員長 藤森 利雄

○京都府公安委員会告示第四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

京都府公安委員会委員長 在田 正秀

○兵庫県公安委員会告示第六十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

兵庫県公安委員会委員長 澤田 隆

○大阪府公安委員会告示第三十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

大阪府公安委員会委員長 辻内 宏治

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年七月六日まで

変更後

二 特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示
第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年七月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第二十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があつたので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

鳥取県公安委員会委員長 勝部 芳子

一 特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年七月六日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更前

指定の期限 令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年四月六日まで

二

○鳥取県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があつたので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

島根県公安委員会委員長 藤田 和雄

一 特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年七月六日まで

○岡山県公安委員会告示第三十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があつたので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

岡山県公安委員会委員長 内田 通子

一 特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年四月六日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限 令和七年四月六日まで

議案通知

三月三十一日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

令和七年度一般会計予算

衆議院

国会事項

予算送付及び通知

三月三十一日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

令和七年度一般会計予算

予算送付通知書受領

三月三十一日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和七年度政府関係機関予算

法律公布奏上通知書受領

三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

令和七年度特別会計予算

法律公布奏上通知書受領

三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

中西績介君の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた從三位旭日大綬章 中西績介君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員中西績介君が一月二十四日死去されたので、三月三十一日、本院は次の弔詞を贈つた。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに農林水産委員長、沖縄及び北方問題に関する特別委員長の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた從三位旭日大綬章 中西績介君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

議事日程

四月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第十二号

午後一時開議

一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

令和七年四月一日（火曜日）

参事

（庶務部電気施設課長）衆議院

寺田 稔

議案通知書受領

三月三十一日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律案

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和七年度特別会計予算

土地改良法等の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

中西績介君の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた從三位旭日大綬章 中西績介君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

参 議 院

会議

四月一日（火曜日）午後四時 本会議

三月三十一日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

総務委員会に付託

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

外交防衛委員会に付託

三月三十一日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

令和七年度一般会計予算

議案回付

三月三十一日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

令和七年度特別会計予算

令和七年度一般会計予算

議案回付

三月三十一日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

令和七年度政府関係機関予算

土地改良法等の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

通知書受領

三月三十一日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

令和七年度一般会計予算

また、同日衆議院議長から、次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和七年度一般会計予算

質問主意書転送

三月三十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

フジ・メデイア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問主意書（浜田聰提出）（第六八号）

千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書（浜田聰提出）（第六九号）

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七〇号）

デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七一号）

報告書提出

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七〇号）

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七一号）

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七二号）

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七三号）

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七四号）

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七五号）

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算審査報告書

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

令和七年度一般会計予算審査報告書（第七六号）

令和七年度政府関係機関予算

法律公布案上及び通知

三月三十一日の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

土地改良法等の一部を改正する法律

棚田地域振興法の一部を改正する法律

山村振興法の一部を改正する法律

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

税法等の一部を改正する法律

（調査及び立法考査局経済産業

調査室主任）同 奥山裕之

調査及び立法考査局財政金融調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局総合調査室主任）同 伊藤克尚

（調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任を命ずる）同 南亮一

（調査及び立法考査局海外立法調査室主任）同 情報調査室主任）同 佐々木弘通

（調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる）同 調査及び立法考査局専門調査員

（調査及び立法考査局海外立法調査室主任を命ずる）同 情報調査室付）同 内海和美

（調査及び立法考査局専門調査員に任命する）同 調査及び立法考査局憲法調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局国土交通調査室主任を命ずる）同 国立国会図書館専門調査員

（調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる）同 調査及び立法考査局海外立法調査室主任を命ずる

（調査及び立法考査局憲法調査室主任を命ずる）同 国立国会図書館専門調査員

恩田裕之

小林公夫

塚田洋

内田竜雄

川西晶大

藤本和彦

田中智子

小熊美幸

令和7年(家)第8162号
 石川県小松市西町3番地 弁護士法人出口法律事務所
 申立人 杉本 昌之
 本籍石川県加賀市山中温泉河鹿町ホ45番地5、最後の住所石川県能美市緑が丘8丁目70番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成30年5月28日、出生の場所石川県江沼郡山中町、出生年月日昭和37年6月7日、職業不明
 被相続人 亡 多嶋 清彦
 催告期間満了日 令和7年10月31日
 金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第4009号
 高知県高岡郡中土佐町久礼6164番地1
 申立人 川村 靖仁
 本籍高知県吾川郡仁淀川町椿山432番地、最後の住所高知県吾川郡仁淀川町土居甲704番地2、死亡の場所高知県吾川郡仁淀川町、死亡年月日令和4年7月6日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和23年4月25日、職業無職
 被相続人 亡 平野 良一
 催告期間満了日 令和7年11月12日
 高知家庭裁判所須崎支部

失踪に関する届出の催告
 次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第134号
 旭川市未広4条4丁目5番13号
 申立人 柴田 大輔
 本籍北海道旭川市台場3条1丁目249番地201、最後の住所旭川市台場3条1丁目7番1号
 不在者 小枝 好之
 昭和30年8月29日生
 届出期間満了日 令和7年7月25日
 旭川家庭裁判所

令和6年(家)第3723号
 山形県鶴岡市黒川字橋本207番地
 申立人 遠藤 芳子

本籍山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南65番地10、最後の住所横浜市緑区長津田町1942番地
 不在者 石井 和雄
 昭和27年3月18日生
 届出期間満了日 令和7年7月18日
 横浜家庭裁判所

令和6年(家)第382号
 兵庫県神戸市須磨区白川台2丁目45-2 白川台住宅10号103室
 申立人 山本 光吉
 本籍兵庫県神戸市中央区生田町4丁目23番地、最後の住所神戸市中央区栄町通3丁目4-17
 不在者 山本 静江
 昭和6年5月10日生
 届出期間満了日 令和7年7月18日
 神戸家庭裁判所

令和6年(家)第330号
 青森県十和田市大字相坂字小林351番地2
 申立人 佐倉 孝明
 本籍青森県十和田市大字相坂字相坂39番地1、最後の住所申立人の住所に同じ
 不在者 佐倉 キエ
 昭和8年12月10日生
 届出期間満了日 令和7年7月11日
 青森家庭裁判所十和田支部

令和7年(家)第3号
 岩手県花巻市星が丘1丁目30番18号
 申立人 高橋 正
 本籍岩手県花巻市台第2地割108番地、最後の住所岩手県花巻市星が丘1丁目30番18号
 不在者 高橋 勇
 昭和7年9月26日生
 届出期間満了日 令和7年7月18日
 盛岡家庭裁判所花巻支部

令和6年(家)第1353号
 大阪府枚方市楠葉並木2-30-10-808
 申立人 木下 恵子
 本籍和歌山县海南市阪井623番地、最後の住所京都府八幡市男山石城1番地B38-202
 不在者 木下 周平
 昭和24年2月28日生
 届出期間満了日 令和7年7月22日
 京都家庭裁判所

令和6年(家)第2119号
 滋賀県大津市坂本5丁目13番1号 真盛園
 申立人 磯部 明
 本籍滋賀県大津市竜が丘1072番地14、最後の住所京都府京都市中京区西ノ京勧学院町27番地
 不在者 磯部 辰雄
 昭和15年4月5日生
 届出期間満了日 令和7年7月22日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第429号
 大阪府堺市西区浜寺元町6丁911番地4
 申立人 山路 加代
 本籍広島県福山市内海町1104番地1、最後の住所大阪市東淀川区豊里6丁目21番12-206号
 不在者 岡崎 利昭
 昭和25年12月19日生
 届出期間満了日 令和7年7月14日
 大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第1027号
 本籍北海道室蘭市大沢町2丁目228番地、最後の住所北海道虻田郡洞爺湖町
 不在者 林喜志之助
 大正2年10月2日生
 令和7年3月8日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

令和6年(家)第395号
 本籍埼玉県春日部市米島1198番地、最後の住所埼玉県春日部市米島1198番地
 不在者 毛塚 勇
 昭和18年10月3日生
 令和7年3月8日失踪宣告審判確定
 さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

令和6年(家)第206号
 本籍高知県香南市夜須町上夜須1250番地、最後の住所高知県香南市夜須町上夜須1250番地
 不在者 森岡 裕
 昭和15年8月18日生
 令和7年3月8日失踪宣告審判確定
 高知家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第63号
 本籍熊本県上益城郡山都町上差尾972番地、最後の住所熊本県上益城郡山都町上差尾972番地
 不在者 興梠 隆行
 昭和30年4月15日生
 令和7年3月8日失踪宣告審判確定
 熊本家庭裁判所高森出張所裁判所書記官

令和6年(家)第32号
 本籍沖縄県国頭郡伊江村字西江上1914番地、最後の住所沖縄県国頭郡伊江村字西江上1928番地
 不在者 山城 昇
 昭和16年2月28日生
 令和7年3月7日失踪宣告審判確定
 那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

令和6年(家)第14号
 本籍沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地
 不在者 多和田末子
 昭和20年1月20日生
 令和7年3月7日失踪宣告審判確定
 那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和6年(家)第15号
 本籍沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地
 不在者 多和田ウメ子
 昭和15年8月12日生
 令和7年3月7日失踪宣告審判確定
 那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和6年(家)第21号
 本籍沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地
 不在者 多和田貞子
 昭和27年10月18日生
 令和7年3月7日失踪宣告審判確定
 那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第3929号

本籍広島県広島市安佐南区東原3丁目207番地、住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目4-20
715号

申立人(失踪者) 柴田 昌司
昭和34年1月7日生

令和7年3月12日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第62号

本籍神奈川県横浜市金沢区堀口7番、住所山口県美祢市豊田前町10番地

申立人(失踪者) 長瀬 未佳
昭和58年9月2日生

令和7年3月11日失踪宣告取消審判確定
山口家庭裁判所船木出張所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第2号

埼玉県熊谷市赤城町3丁目163番地7

申立人 株式会社東電工業社
代表者代表取締役 小暮 淳夫

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月7日
令和7年3月10日 熊谷簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 2通

(1)手形番号 Z D27118

金額 10,000,000円

支払期日 令和6年11月20日

支払地 埼玉県行田市

支払場所 株式会社足利銀行行田支店

振出日 令和6年10月25日

振出地 埼玉県行田市桜町1丁目5番16号

振出人 小川工業株式会社 代表取締役 小川
貢三郎

受取人 株式会社東電工業社

最終所持人 申立人

(2)手形番号 Z D27119

金額 2,100,000円

(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和6年(へ)第7号

愛知県小牧市大字北外山620番地の1

申立人 株式会社トーエイ電機

代表者代表取締役 伊藤 博康

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月10日

令和7年3月11日 静岡簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 1通

手形番号 B 005293

金額 122,740円

支払期日 令和7年1月20日

支払地 静岡市

支払場所 株式会社みずほ銀行静岡支店

振出日 令和6年10月31日

振出地 静岡市

振出人 株式会社レント 代表取締役 岡田
朗

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第32号

長崎県佐世保市白木町56番地3号

申立人 丸幸ラジエーターこと 中村 浦子
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月11日

令和7年3月12日 大阪簡易裁判所

(別紙)目録

約束手形 1通

手形番号 A B 85306

金額 211,200円

支払期日 令和4年2月20日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行大阪営業部

振出日 令和3年10月20日

振出地 白地

振出人 ヤンマー舶用システム株式会社 代表
取締役 吉村 仁

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第5号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

相模原市緑区原宿4丁目18番5号

申立人 小屋原恵子

権利の届出の終期 令和7年2月28日

令和7年3月10日 横浜簡易裁判所

(別紙)目録

1 ①土地 横浜市中区若葉町三丁目45番2

宅地 250.80m²

②土地 横浜市中区若葉町三丁目46番2

宅地 419.07m²

③土地 横浜市中区伊勢佐木町五丁目126番2

宅地 272.57m²

④建物

(一棟の建物の表示)

横浜市中区伊勢佐木町五丁目126番地、横

浜市中区若葉町三丁目46番地2、45番地2

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付

12階建

1階 643.92m²、2階 519.34m²、3階

515.74m²、4階 515.74m²、5階 515.74m²,

6階 515.74m²、7階 499.81m²、8階

499.81m²、9階 499.81m²、10階 490.90m²,

11階 479.90m²、12階 36.18m²、地下1階

104.16m²

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 伊勢佐木町126番2の62

建物の名称 1006

種類 居宅

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 10階部分 33.92m²

2登記年月日番号

(1)①の土地につき横浜地方法務局平成10年7月

8日受付第26268号

(2)②の土地につき横浜地方法務局平成10年7月

8日受付第26269号

(3)③の土地につき横浜地方法務局平成10年7月

8日受付第26270号

(4)④の建物につき横浜地方法務局平成10年7月

8日受付第26271号及び同日受付第26272号

3登記した権利の内容

(1)①ないし③の土地及び④の建物につき

登記の目的 根抵当権設定仮登記

原因 平成8年6月14日設定

極度額 金900万円

債権の範囲 金銭消費貸借取引

債務者 横浜市中区伊勢佐木町五丁目126番地
シャンボール伊勢佐木508号
荒木 清子

権利者 横浜市中区長者町五丁目68番地
武本 興昌

(2)④の建物につき

登記の目的 条件付賃借権設定仮登記

原因 平成8年6月14日設定(条件 同日根抵当権確定後の被担保債権の不履行)

借賃 1月1m²当り金10円

支払期 每月末日

存続期間 满3年

特約 謙渡、転貸ができる

権利者 横浜市中区長者町五丁目68番地
武本 興昌

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第18号

神奈川県横須賀市佐原5丁目20番8号

債務者 有限会社フィールドオート

代表者取締役 水野 行浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午前11時

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第44号

愛知県豊橋市柳生町50番地

債務者 有限会社ヨゴホーム

代表者代表取締役 今泉 高典

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 和之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第201号 横浜市泉区和泉町4192-3 債務者 株式会社G-FLEX 代表者代表取締役 矢田 �剛 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峰崎 雄大 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時50分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第371号 東京都西多摩郡瑞穂町石畑1575 債務者 東友精工株式会社 代表者代表取締役 工藤 健司 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 光明 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第5号 新潟県佐渡市下新穂475番地7 債務者 藤田建設興業株式会社 代表者代表取締役 藤田 豊美 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江花 史郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時 新潟地方裁判所佐渡支部破産係	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第127号 川崎市多摩区宿河原2丁目28番22号 債務者 株式会社エブリッジ 代表者代表取締役 板橋 克仁 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金川 昌平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第395号 東京都町田市木曾西3丁目1番地17、101 債務者 クロッシング合同会社 代表者代表社員 野添 恵吾 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷 正宏 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第186号 京都市山科区栗栖野打越町48番4 債務者 株式会社イーステージ 代表者代表取締役 榎 康博 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 錦織 秀臣 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時45分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第404号 福岡市南区弥永5丁目12番3号 債務者 喜隆食品株式会社 代表者代表取締役 萩山 仁洋 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 成史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第159号 川崎市川崎区夜光1丁目7番9号アミコム塩浜508 債務者 アールズカンパニー株式会社 代表者代表取締役 圖司龍之介 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡部 源 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時10分 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第1321号 東京都清瀬市野塩2丁目387番地9-921号 債務者 NEW style 株式会社 代表者代表取締役 安野 智敬 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第21号 北海道上川郡新得町屈足旭町東4丁目4番地2 債務者 株式会社北富青果 代表者代表取締役 菅沼 岳史 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 明子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分 釧路地方裁判所帯広支部破産係	令和7年(フ)第388号 福岡市東区社領2丁目23番4号 債務者 合同会社TKSD 代表者代表社員 倉富 香織 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1822号 埼玉県三郷市南蓮沼258、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区松江2丁目43番25号 債務者 株式会社グランド・ユニオン 代表者代表取締役 池田 猛 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後0時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 館 彰男 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第120号 神奈川県秦野市寿町3番11号 債務者 株式会社創美エクステリア 代表者代表取締役 澄谷 拓人 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第154号 広島市東区牛田東2丁目4番3号 債務者 株式会社室積建設工房 代表者代表取締役 室積 秀典 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 寛之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第376号 福岡県春日市ちくし台4丁目48 債務者 西部特殊機器株式会社 代表者代表取締役 大柳 照之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第35号
神戸市西区玉津町今津640番地の12
債務者 株式会社F e e 1・O n e
代表者代表取締役 船越 信好
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷神 穎尚
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月10日午前11時40分
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第219号
仙台市青葉区大町1丁目3番25号
債務者 株式会社リバーマウンテン
代表者代表取締役 三浦 公
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川崎隆之介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月16日午前11時40分
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第23号
宮城県柴田郡川崎町大字今宿字立野東原17番地
債務者 有限会社F O R E S T R Y G A G A
代表者代表取締役 大宮志磨子
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡部 雄介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月18日午前11時
仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第58号
福島県須賀川市向陽町537番地
債務者 株式会社G A J A
代表者代表取締役 秋 成烈
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 町田 敦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月23日午後2時
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第72号
福島県須賀川市木之崎字北原2番地182
債務者 有限会社日向製作所
代表者代表取締役 八木沼昭夫
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 高橋 金一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月23日午後1時30分
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第2118号
埼玉県新座市野火止8丁目14番29号
債務者 株式会社伸光堂西部販売
代表者代表取締役 三浦 仁
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松島 俊行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月23日午後2時40分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第42号
長崎市田中町279番地4
債務者 株式会社山尾青果
代表者代表取締役 有田 安孝
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池内 愛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月25日午前10時
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第47号
和歌山市上黒谷377番地
債務者 合同会社しんえい
代表者代表社員 生田 佳夫
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡田 栄治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月26日午後1時35分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第20号
徳島県板野郡北島町北村字大黒22番地の1
債務者 有限会社小林瓦店
代表者代表取締役 小林 隆敏
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中川みな美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月26日午前10時30分
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1051号
大阪市中央区内平野町1丁目2番6号
債務者 株式会社大洋軒
代表者代表取締役 高山 太郎
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 戸田 剛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月30日午後1時50分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第19号
富山県黒部市宇奈月町音澤1387番地
債務者 株式会社喜泉閣
代表者代表取締役 坂井 泉
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 廣野 聰
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月1日午後3時
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第104号
兵庫県姫路市広畠区西蒲田642番地1
債務者 株式会社和南
代表者代表取締役 森田美和子
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 竹内 文造
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月11日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第71号
愛媛県松山市一番町2丁目5番地25 グッド
ウインビル4階
債務者 株式会社B E E F . E A T E R
代表者代表取締役 井上 将悟
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加地 繁行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月17日午後1時45分
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第960号
大阪市此花区梅香2丁目1番15号
債務者 株式会社隼
代表者代表取締役 岸田 善治
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 植村 淳子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年6月13日午前10時
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第8号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町9番7号
債務者 竹 憲助
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青松 淳紀
4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第46号
三重県四日市市 笹川9丁目12番地15
債務者 後道 初雄
1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷部拓哉
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時15分
6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第59号
大津市木の岡町41番6号、前住所大津市和邇高城192番地の236
債務者 山田 貴子
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下 康代
4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第121号 神奈川県秦野市寿町3番11号 債務者 濵谷 拓人 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第358号 札幌市豊平区平岸6条9丁目2番10-302号 債務者 松本 知伸 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 札幌地方裁判所民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第126号 神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2817番地4 債務者 石山 覚 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松下 純 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第50号 茨城県土浦市田中3丁目1番30-404号 モア・リッシュエル土浦タワーズ 債務者 森内 靖雄 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 賢介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第162号 神奈川県平塚市土屋1283番地の2 債務者 木谷 隆志 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甘粕 由磨 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第59号 福島県須賀川市向陽町537番地 債務者 秋 成烈 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町田 敦 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月28日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第47号 盛岡市津志田南2丁目2番27号 コーポ津志田105号、前住所盛岡市北松園3丁目13番7号 債務者 砂子澤和之 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 正和	4 破産債権の届出期間 令和7年3月19日午後5時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月9日まで 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第55号 埼玉県所沢市若狭1丁目2969番地の1 ニューベルメゾン206 債務者 宮澤 辰男 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 聰治 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部	4 破産債権の届出期間 令和7年3月24日午後4時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月21日午後4時 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第91号
静岡県沼津市原817番地の4 キャブテン
コート南富士204
債務者 渡邊 浩司
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本多 裕子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第32号
栃木県小山市大字大行寺984番地 メゾン思水A棟102号、前住所埼玉県熊谷市桜木町1丁目9番地4
債務者 山口 正志
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小野民樹子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日前1時45分
6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第16号
松江市横浜町73番地、住民票上の前住所松江市古志原5丁目8番32号
債務者 野原 亘世
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小西 碧
4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日前2時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第322号
東京都東村山市青葉町1丁目13番地23
債務者 池田 太郎
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 淳子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月1日前10時45分
6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第548号
横浜市南区南吉田町2丁目17番地
債務者 白石 仁
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和田 真美
4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日前2時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第566号
横浜市瀬谷区阿久和南1丁目25番地10
債務者 丸山 信広
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉澤幸次郎
4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日前2時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第38号
鳥取県鳥取市立川町5丁目260番地17
債務者 安本 剛敬
1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松下 敬志
4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日前10時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
鳥取地方裁判所民事部
令和7年(フ)第97号
福岡市南区大楠1丁目3番33号 シティペール大楠201号
債務者 増本 英高
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中川 佳宣
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月15日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第223号
福岡市西区愛宕3丁目5番1号 ヴェルセンチュリー205号
債務者 奥原 千恵
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前園 健司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第291号
福岡市早良区内野1丁目23番1-105号 市営内野第1旭ヶ丘
債務者 西村 絵未
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤村 和正
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第304号
福岡市東区馬出6丁目9番13-302号 吉山ビル
債務者 森 麻里
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田上 雅之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第189号
福岡県那珂川市道善3丁目71番地 清水タウンC102号
債務者 別府 広美(旧姓常岡)
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安河内涼介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第20号 鹿児島県薩摩川内市永利町4134番地 県営永利ホープタウン35号 債務者 杉下 浩市 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細谷 文規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	令和6年（フ）第130号 岡山県真庭市影143番地、前住所岡山県岡山市北区三野2丁目10番43号 債務者 有松 正人 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第362号 大阪府門真市元町25番15-103号、前住所福岡市城南区別府5丁目7番403号 弓の馬場ビル 債務者 橋口 雄亮 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄島 純平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年（フ）第131号 岡山県真庭市影143番地 債務者 有松 祐子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川田 篤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（フ）第45号 群馬県太田市脇屋町229番地9 債務者 鈴木 征一 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（フ）第286号 福岡市城南区樋井川4丁目31番4号、前住所福岡市博多区諸岡4丁目10番11号 債務者 大段 賢朗 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩飽 梨栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年（フ）第2120号 福岡県古賀市花見南2丁目10番5-504号、前住所福岡県古賀市葵王寺1024番地7 債務者 梅津 英輝 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 船越 高寿 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 樽澤 広和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 新潟地方裁判所高田支部	令和7年（フ）第129号 宮城県黒川郡大和町吉田字芳野沢64番地の3 債務者 堀籠喜美夫 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂口真理子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年（フ）第405号 福岡県大野城市畑ヶ坂1丁目2番10号 債務者 萩山 仁洋 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 成史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第389号 福岡市東区松田3丁目8番18-801号 葉山マンションⅡ、前住所福岡市東区松田3丁目24番8-1107号 ロワールマンション箱崎Ⅱ 債務者 倉富 香織 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 博章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	令和7年（フ）第4号 和歌山県日高郡由良町大字門前531番地の6 債務者 楠本 伸一 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐保 貴大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年（フ）第390号 福岡市東区松田3丁目8番18-801号 葉山マンションⅡ、前住所福岡市東区松田3丁目24番8-1107号 ロワールマンション箱崎Ⅱ 債務者 倉富 隆志 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第295号 福岡市博多区住吉4丁目7番18-502号 サヴォイバンヤンツリー 債務者 藤井 望 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第206号 令和5年12月9日までの住所 仙台市青葉区東勝山2丁目23番27号メゾン・ビート102 債務者 佐藤 智美（平成12年6月27日生） 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐保 貴大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年（フ）第197号 横浜市神奈川区上反町2丁目27番地1 パティオフラットヨコハマ205号 債務者 伊藤 晃朗 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 朝陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第19号 福岡県春日市ちくし台4丁目48番地 債務者 大柳 照之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第377号 福岡県春日市ちくし台4丁目48番地 債務者 大柳 照之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第377号 福岡県春日市ちくし台4丁目48番地 債務者 大柳 照之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第128号 広島市東区戸坂桜上町15番31-6号 債務者 広島スフィーダテニスクラブこと 藤木 浩一 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木佐和子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木佐和子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2号 代替住所A(旧住所 東京都世田谷区上馬4-36-15 クレール上馬201) 債務者 友利 俵大 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田 達彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 那覇地方裁判所名護支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加地 繁行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第119号 埼玉県新座市馬場4丁目12番58-502号 債務者 細江優美恵 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第40号 茨城県つくば市大砂247番地159 eースマイル大砂D号 債務者 渡邊 翔太 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井関 光博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加地 繁行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 松山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第348号 埼玉県蕨市中央5丁目19番17号 ステューディオ蕨202号 債務者 松井 直美 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第5号 滋賀県長浜市桜町335番地 債務者 川越 定幸 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 陽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第55号 埼玉県草加市弁天1丁目7番7-106号 債務者 田中 由香 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第148号 山口県宇部市北小羽山町1丁目5番12-302号 債務者 竹田 幸子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 山口地方裁判所宇部支部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第89号 埼玉県吉川市大字保802番地7 債務者 岩田 華奈 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第188号 東京都小平市小川東町2丁目4番205号 債務者 中山キミ子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第74号 函館市昭和4丁目44番14号 債務者 高田ちなみ

<p>令和7年(フ)第118号 埼玉県越谷市北越谷1丁目5番28号 債務者 河村 清藏</p> <p>1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p>令和7年(フ)第123号 埼玉県春日都市藤塚1297番地9 債務者 尾形 恒二</p> <p>1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	<p>5 破産者 北林 鉄美</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所能代支部</p>
<p>令和7年(フ)第141号 埼玉県草加市吉町4丁目8番24号 サニー コート吉町II-101号 債務者 西尾 秀和</p> <p>1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>6 破産者 廣田久寿美</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p>令和7年(フ)第142号 埼玉県草加市吉町4丁目8番24号 サニー コート吉町II-101号 債務者 西尾 珠美</p> <p>1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p> <p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</p> <p>4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>7 破産者 大類 誠</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p>令和7年(フ)第179号 埼玉県越谷市大沢1696番地 債務者 尾ヶ井千尋</p>	<p>1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p>	<p>8 破産者 橋本 聖二</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p>
<p>令和6年(フ)第883号 福岡市早良区田村4丁目5番7-505号 市 営田村住宅 7棟 破産者 小林 理恵</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年(フ)第5号 秋田県山本郡三種町志戸橋字大木台125番地 5 破産者 北林 鉄美</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所能代支部</p>	<p>令和5年(フ)第1967号 福岡市南区柳瀬1丁目3番10号 破産者 廣田久寿美</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>
<p>令和6年(フ)第693号 福岡市博多区千代4丁目23番20号 破産者 吉田 太郎</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年(フ)第776号 福岡県大野城市仲畑1丁目3番26-103号 グランドラインII 破産者 渡邊 祐介</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年(フ)第358号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3046番地3、 旧住所埼玉県越谷市東大沢5丁目11番地15 破産者 竹内 弘道</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>
<p>令和6年(フ)第359号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3046番地3、 旧住所埼玉県越谷市東大沢5丁目11番地15 破産者 竹内佐和子</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第359号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3046番地3、 旧住所埼玉県越谷市東大沢5丁目11番地15 破産者 竹内佐和子</p> <p>1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。</p> <p>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p>	

令和6年(フ)第10号
愛媛県大洲市河町河都2045番地
破産者 梅木 基成
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和6年(フ)第921号
福岡県太宰府市御笠4丁目1番22号、開始決定時の住所福岡県糸島市志摩久家1689番地7
破産者 鎌田 幸次
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1020号
福岡県宗像市三倉22番28号 アサヒハイツ201号、前住所福岡市南区曰佐2丁目17番11-502号 エイルヴィラ・クレアテュール井尻南II
破産者 高下 一弘
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第27号
青森県黒石市ちとせ2丁目22番地 高樋アパート102号、開始決定時の住所青森県黒石市追子野木1丁目242番地14
破産者 里村 智幸
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第127号
青森県弘前市大字宮園2丁目1番地1 ハウスカモリC号
破産者 三浦 尚子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第2573号
神奈川県鎌倉市岩瀬1丁目21番10-1号
破産者 高橋 聖佳
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第77号
長野県北安曇郡池田町大字池田4225番地
破産者 山本 政彦
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第653号
静岡県榛原郡吉田町住吉773番地の1
破産者 八木 一
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第4号
和歌山県日高郡由良町大字網代3-7、住民票上の住所和歌山県日高郡由良町大字里1365番地の1
破産者 魚三商店こと 中野 炳雄

1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第261号
北海道旭川市春光6条3丁目5番9号
破産者 伊藤 聖子
1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
2 一般調査期日 令和7年6月12日午後2時20分
令和7年3月25日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第303号
北海道上川郡美瑛町西町4丁目2番2号
破産者 松島 勝
1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
2 一般調査期日 令和7年6月19日午後2時
令和7年3月24日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第2219号
兵庫県川西市美園町7番4号、前住所兵庫県川西市西多田2丁目29番17-2号
破産者 対田 開拓
1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
2 一般調査期日 令和7年6月9日午後2時40分
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3803号
大阪市福島区野田2丁目16番29 西野田住宅308号室、開始決定時大阪市福島区大開2丁目10番8号 山崎アパート 201号
破産者 森重公美子
1 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
2 一般調査期日 令和7年6月5日午後2時20分
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第371号
代替住所A(旧住所) 滋賀県湖南市石部東1丁目2番18-503号
破産者 松井真一郎
1 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
2 一般調査期日 令和7年6月18日午前10時40分
令和7年3月24日

大津地方裁判所民事部

令和5年(フ)第525号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門886番地
破産者 岡本 安正
1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
2 一般調査期日 令和7年7月4日午後3時
令和7年3月24日

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第388号

宮崎県西都市大字三宅9465番地5
破産者 株式会社悠恵フーズ

異議申述期間 令和7年5月7日まで

令和7年3月25日 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第2818号

大阪市中央区久太郎町1丁目2-7
破産者 株式会社アルワイ

異議申述期間 令和7年5月19日まで
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2832号

大阪市大正区鶴町1丁目5番24号
破産者 宮井隆太郎

異議申述期間 令和7年5月19日まで
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4700号

大阪府東大阪市末広町18番2号
破産者 宮尻 正博

異議申述期間 令和7年5月19日まで
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5186号

大阪府八尾市中田4丁目145番地の1 共栄
ハイツ101号
破産者 フラワー柏原こと 寺西 和善

異議申述期間 令和7年5月19日まで
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5187号

大阪府八尾市中田4丁目145番地の1 共栄
ハイツ101号
破産者 寺西 正子

異議申述期間 令和7年5月19日まで
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第4号

沖縄県浦添市内間4丁目17番3号
清算株式会社 株式会社創遊建築企画
代表清算人 工藤 武士

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

那覇地方裁判所民事第3部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第3号

徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野91番地4
清算株式会社 株式会社J M
代表清算人 和田 郁生

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 用語の定義

(1) 共益的債権

清算株式会社の解散日（同日を含む。）
以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。

(2) 優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。

(3) 解散日

清算株式会社の解散日である令和5年5月31日をいう。

(4) 本件弁済日

本協定第3、2(1)に定める弁済日をいう。

(5) 徳島大正銀行

株式会社徳島大正銀行をいう。

(6) 日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫をいう。

2 弁済に関する通則的事項

(1) 本協定に定める弁済額の算定の際に生じる1円未満の端数は、切り上げる。

(2) 本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の3日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹(大阪弁護士会所属)の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所(大阪市中央区北浜3丁目2番12号北浜永和ビル5階)においてこれを行ふものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

3 本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第2 共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は隨時、全額を弁済する。

第3 協定債権の取扱い

1 協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

債権総額 1億0943万9882円
内訳 元本 1億0458万6995円

解散日までの利息及び損害金 485万2887円

解散日の翌日以後の損害金
額未定

②協定債権者の数

5名

2 協定債権者の弁済

清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

(1) 弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

(2) 弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

ア 弁済総額

金250万円

イ 算定方法

(ア) 徳島大正銀行、日本政策金融公庫及び徳島県信用保証協会に対する弁済額

250万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、和田郁生及び横山枝美子を除く全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額に下表記載の各金額を加算した額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。

【協定債権者名】 【加算額】

徳島大正銀行 312万3346円

日本政策金融公庫 197万4480円

徳島県信用保証協会 540万2176円

(イ) 和田郁生及び横山枝美子に対する
弁済額

和田郁生及び横山枝美子に対する
弁済額は、いずれも0円とする。

ウ 各協定債権者への個別弁済額

前イに定める弁済額の算定方法に基づく各協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第4 債務免除

協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、各協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第5 新たな財産が発見された場合

1 本協定の認可決定日の翌日以降に新たに清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の1週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の1週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から1か月以内に、本協定第3、2(2)イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

2 前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第4に定めた免除を撤回する。

(別紙省略)

徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

令和6年(再)第9号

埼玉県春日部市備後西5丁目1番44号
再生債務者 株式会社N管財(旧商号株式会社
日本ヒューマンサポート)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

令和6年(再)第10号

東京都北区堀船1丁目1番2-2405号
再生債務者 久野 義博

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には民事再生法191条3号に定める事由がある。

令和7年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第6号

愛知県稲沢市下津北山1丁目3番地 プレミ
アムフォート稲沢513
再生債務者 碓氷 考将

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再)第14号

愛知県江南市木賀東町新塚72番地3
再生債務者 大野 晶弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令和7年4月21日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再)第16号

愛知県江南市赤童子町桜道141番地1

再生債務者 住田 綾菜

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月22日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再)第13号

千葉県市原市郡本1丁目132番地1

再生債務者 古坂 智哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再)第12号

愛知県一宮市花池4丁目5番20号 藤和シ
ティコープ花池303号

再生債務者 中田 零輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年4月25日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再)第3号

岡山県勝田郡勝央町勝間田402番地3

再生債務者 杉原 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年4月25日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(再)第4号

岐阜県高山市丹生川町新張606番地1(前住
所)岐阜県高山市新宮町3329番地 ガーデン

ハイツ105号

再生債務者 今井 智美(旧姓仲田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和6年(再)第236号

福岡市西区北原1丁目14番22-102号 フエ
リオ

再生債務者 本間 直也

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再)第4号

三重県津市藤方1699番地 コーポシーサイド
1201号

再生債務者 江川 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再)第26号

神戸市垂水区舞多聞西7丁目2番2号

再生債務者 篠川 智也

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再)第354号

福岡市西区石丸3丁目1番34-401号 サン
リヤン姪浜

再生債務者 野見山 元

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第3号 群馬県太田市藤久良町31番地5 再生債務者 和田 康平 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月23日まで 前橋地方裁判所太田支部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第2号 宮崎県都城市妻ヶ丘町22街区4号 再生債務者 谷口東二郎 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月12日まで 宮崎地方裁判所都城支部	3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月16日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(再イ)第5号 群馬県太田市下浜田町125番地12 再生債務者 井上ホベルト英樹 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月23日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで 仙台地方裁判所大河原支部	令和6年(再イ)第574号 大阪市此花区高見3丁目6番1号 再生債務者 中川 竜一 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月30日まで 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年(再イ)第29号 京都市伏見区向島庚申町10番地 インペリアルパレスリバーサイド209号 再生債務者 谷本みさき 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月12日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月26日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(再イ)第5号 大阪府守口市寺方本通2丁目6番3号 105号室(申立時の住所大阪府寝屋川市中神田町16番9-202号) 再生債務者 山本 敬士 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月10日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(再イ)第3号 大阪府羽曳野市古市6丁目15番19号 再生債務者 真鍋 和広 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月16日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで 山口地方裁判所宇部支部	令和7年(再イ)第79号 大阪府八尾市八尾木東3丁目37番地の47 再生債務者 平山商店こと 平山 智章 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(再イ)第361号 福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目37番2号 再生債務者 守永 博之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所八女支部個人再生係	令和7年(再イ)第10号 栃木県小山市大字向野311番地3 再生債務者 田嶋 智明 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年5月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第14号
札幌市中央区南17条西16丁目5番6-805号
再生債務者 河野 一則
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第213号
埼玉県川口市上青木西1丁目5番24号
再生債務者 伴場 幸将
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第13号
埼玉県朝霞市浜崎4丁目6番2号
再生債務者 山川 裕督
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第22号
千葉県市原市大原1800番地343
再生債務者 四戸 悠太
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第23号
千葉県市原市椎の木台2丁目28番地1
再生債務者 中井 真樹
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第30号
千葉県浦安市堀江5丁目2番41-502号 K E Y'S浦安
再生債務者 佐々木悠祐
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第23号
名古屋市北区中味鋤1丁目407番地の1 ルミエール101号
再生債務者 櫻井佐知子
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第85号
愛知県みよし市黒笹町唐沢71番地
再生債務者 加納 功一
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第12号
愛知県西尾市羽塚町寅山49番地6
再生債務者 中村 拓実
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令和7年4月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再イ)第75号
岐阜県関市側島660番地
再生債務者 櫻井 庄次
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月8日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第16号
愛媛県松山市泊町734番地
再生債務者 尾茂田 将
1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第50号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城395番地1 フミーマンション2-C
再生債務者 小波津賢二
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再イ)第156号
神戸市須磨区権現町1丁目4番1号 アドマーニ302号室
再生債務者 横井 大空
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第4号
岡山市中区湊303番地12
再生債務者 清宗久美子

1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月8日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第7号
宮城県黒川郡大郷町中村字屋舗33番地の14
再生債務者 大友 隆幸
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで
仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第4号
埼玉県深谷市戸森623番地
再生債務者 浅石 誠
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第52号
東京都江戸川区南篠崎町2-17-5
再生債務者 高橋 則子
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再口)第3号
富山県射水市寺塚原260番地4
再生債務者 塙本 弘樹
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第13号 福井県越前市横市町第30号6番地 フローリッシュ・ヴィラ101 再生債務者 南部 正斎 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月12日まで 福井地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第3号 宮城県気仙沼市駒形30番地3 再生債務者 小野寺博也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 仙台地方裁判所気仙沼支部	令和6年(再イ)第342号 名古屋市千種区池下1丁目2番19号 山八第一ビル507号 再生債務者 此島 宏之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第6号 京都市右京区西院坪町97番地 再生債務者 小林 正剛 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月8日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月12日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第163号 埼玉県北本市中丸5丁目218番地 再生債務者 海老原浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第29号 大分市富士見が丘東2丁目20番15号 再生債務者 溝邊 貴博 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第4号 和歌山県橋本市高野口町大野160番地の4 再生債務者 伊都 昌樹 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月15日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	令和6年(再イ)第1号 佐賀県唐津市鏡新開102番地3 再生債務者 山口 英次 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	令和6年(再イ)第21号 千葉県山武市埴谷1561番地31 再生債務者 小倉 健一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(再イ)第6号 松江市灘町232-1 再生債務者 原 美祈 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで 松江地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月19日 岐阜地方裁判所	令和6年(再イ)第68号 岐阜県関市大杉329番地1 カステリンニヨ103号室 再生債務者 中谷 政之 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月19日 岐阜地方裁判所	令和6年(再イ)第167号 名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3673番地 再生債務者 遠藤 麻美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第11号 広島県廿日市市大野原2丁目7番29-1号 再生債務者 武智 晃平	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月11日まで 令和7年3月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第352号 愛知県あま市甚目寺郷前50番地 フェニックス郷前201号 再生債務者 奥野 雄司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月11日まで 令和7年3月21日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第322号 愛知県津島市西愛宕町2丁目18番地1 再生債務者 近藤 晴美 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部
			令和6年(再イ)第130号 東京都あきる野市雨間670番地3 再生債務者 山田 義夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月25日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第157号 東京都三鷹市上連雀8丁目6番23号ヴィラ、 アイダB-102 再生債務者 長谷川 隼 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第31号 群馬県高崎市あら町2番地2 コアシティあ ら町6-C号 再生債務者 後藤 大介 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年(再イ)第52号 福井県あわら市二面第20号13番地2 再生債務者 河原 淳夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 福井地方裁判所	令和6年(再イ)第357号 大阪府高槻市芝生町1丁目3番9号 再生債務者 桶地 佳子 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第85号 静岡県島田市湯日3619番地 再生債務者 岡田 倫之 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第41号 群馬県高崎市上里見町2504番地1 再生債務者 柴山 裕幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年(再イ)第55号 福井県南条郡南越前町東大道第16号31番地の 1 再生債務者 岡本 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 福井地方裁判所	令和6年(再イ)第451号 大阪府八尾市恩智北町2丁目4番地の1 サ ンハイムモリグチ201号 再生債務者 藤枝 理 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第6号 大分県佐伯市大字狩生3048番地 再生債務者 上杉 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 大分地方裁判所佐伯支部	令和6年(再イ)第95号 埼玉県所沢市小手指南5丁目18番地の14 再生債務者 斎藤 啓仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第69号 滋賀県湖南市石部北1丁目6番10-21号 再生債務者 山本 寿 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大津地方裁判所民事部再生係	令和6年(再イ)第551号 大阪市淀川区加島3丁目11番53-802号 再生債務者 松村佐代子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第38号 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字阿波連116番地の1 第四阿波連団地 202号 再生債務者 湖城 勉 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 18日まで 令和7年3月21日 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年(再イ)第109号 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘2丁目704番地の1 堀之内宿舎6-407 再生債務者 川口 竜二 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第71号 大津市千町2丁目15番8号 再生債務者 飯田板金こと 飯田 智達 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大津地方裁判所民事部再生係	令和6年(再イ)第130号 大阪府大阪狭山市大野台6丁目12番8号 再生債務者 寺田 智彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和6年(再イ)第230号 札幌市白石区中央1条3丁目2番31-504号 再生債務者 関東 聖矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第118号 埼玉県川越市脇田本町17番地1 (ファイン レジデンス川越WES T 402号室) 再生債務者 村田 和彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(再イ)第75号 大津市滋賀13丁目9番19号 再生債務者 木村 友哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 大津地方裁判所民事部再生係	令和6年(再イ)第46号 和歌山市宇田森102番地1 再生債務者 竹中 芳次 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第20号 沖縄県うるま市宇田場309番地1 川原団地 3-404 再生債務者 名嘉山美鈴 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月21日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第29号 山口市下小鯖802番地4 庭司苑七番館201号 再生債務者 岡田圭一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 山口地方裁判所
令和6年(再イ)第335号 福岡市筑紫野市紫5丁目22番12-203号 再生債務者 大坪 宥太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで 令和7年3月17日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月21日 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第359号 福岡市東区香椎台4丁目13番3-2号 テラ ス山手通り五番館 再生債務者 宮崎 真也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 山口地方裁判所
令和6年(再イ)第316号 福岡県糟屋郡志免町王子4丁目12番10号 再生債務者 今針山 潤 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月21日 岡山地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月24日 新潟地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第60号 新潟市東区豊1丁目10番5号12 再生債務者 白旗 悠也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月24日 新潟地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第338号 福岡市東区唐原7丁目5番17-302号 エト ワール7 再生債務者 安井 将史 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月21日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 18日まで 令和7年3月21日 福岡地方裁判所田川支部	令和6年(再イ)第8号 福岡県田川市大字伊田1218番地1 再生債務者 尾崎 正 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 18日まで 令和7年3月21日 福岡地方裁判所田川支部
令和6年(再イ)第353号 福岡市中央区黒門7番22号 再生債務者 河賀 裕也	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 福岡地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 青森地方裁判所弘前支部	令和6年(再イ)第22号 青森県黒石市大字高館字甲花岡26番地1 再生債務者 大平 頌司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで 令和7年3月24日 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(再イ)第346号 福岡県朝倉郡筑前町森山303番地 ビスター リアD棟 203号 再生債務者 松島 竜也			令和6年(再イ)第84号 兵庫県尼崎市杭瀬北新町3丁目19番9号 c o s m i c s q u a r e 303 再生債務者 東郷 浩也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月21日 神戸地方裁判所尼崎支部

<p>令和6年（再イ）第123号 神戸市須磨区道正台1丁目1番7-601号 再生債務者 箱上 早苗</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月14日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p>令和6年（再イ）第82号 兵庫県西宮市津門川町5番16号 再生債務者 勝永 哲康</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月14日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 神戸地方裁判所尼崎支部</p> <p>令和6年（再イ）第137号 北九州市小倉南区横代北町2丁目7番16-103号 再生債務者 山下 拓海</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月14日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p>令和6年（再イ）第42号 秋田県南秋田郡五城目町久保字上川原186番地2 再生債務者 石井 健</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月15日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月25日 秋田地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年（再イ）第1号 兵庫県尼崎市武庫町1丁目40番8-402号 再生債務者 酒井 克実</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月15日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月25日 神戸地方裁判所尼崎支部</p> <p>令和6年（再イ）第11号 茨城県日立市東大沼町4丁目3番21-1号 再生債務者 藤田 和孝</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年2月3日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月16日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月16日まで 令和7年3月19日 水戸地方裁判所日立支部</p> <p>令和7年（再イ）第1号 兵庫県伊丹市池尻7丁目128番地1 セレブ コート武庫川201号 再生債務者 植田 実果</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月18日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月18日まで 令和7年3月25日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係</p> <p>令和6年（再イ）第33号 高知県南国市岡豊町笠ノ川128番地2 再生債務者 山下 学</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 高知地方裁判所民事部個人再生係</p>	<p>令和6年（再イ）第40号 高知県土佐市高岡町乙21番地5、（旧住所） 高知県土佐市高岡町乙264番地2 ハイツ岩 郷B棟101号 再生債務者 久松 祐也</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日</p> <p>高知地方裁判所民事部個人再生係</p> <p>令和6年（再イ）第10号 福岡県大牟田市明治町2丁目52番地1 レオ パレスシャーウッドの森303号 再生債務者 若松 真樹</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日</p> <p>福岡地方裁判所大牟田支部</p> <p>令和6年（再イ）第7号 鹿児島県指宿市山川福元6208番地 再生債務者 前薗 仁</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案</p> <p>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日</p> <p>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日</p> <p>鹿児島地方裁判所知覧支部</p> <p>小規模個人再生による再生手続廃止</p> <p>令和6年（再イ）第136号 京都市山科区四ノ宮神田町36番地3 ハーモ ニーテラス四ノ宮神田町101 再生債務者 小西 英司</p> <p>1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。</p> <p>令和7年3月25日 京都地方裁判所第5民事部再生係</p>	<p>給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</p> <p>令和6年（再口）第1号 宮城県気仙沼市本吉町大門59番地 再生債務者 金野 義行</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月28日付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 仙台地方裁判所気仙沼支部</p> <p>令和6年（再口）第1号 佐賀市蓮池町大字小松338番地29 再生債務者 松尾 晃治</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月3日付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べ POSSIBILITY ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日 佐賀地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年（再口）第14号 仙台市宮城野区小田原1丁目9番12号ヘリオスⅢ-207（従前の住所）仙台市青葉区栗生3丁目15番地の5 再生債務者 岩井 佳枝</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べ POSSIBILITY ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月25日 佐賀地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年（再口）第14号 仙台市宮城野区小田原1丁目9番12号ヘリオスⅢ-207（従前の住所）仙台市青葉区栗生3丁目15番地の5 再生債務者 岩井 佳枝</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月19日付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べ POSSIBILITY ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月25日 仙台地方裁判所第4民事部</p> <p>令和6年（再口）第3号 茨城県高萩市大字島名2239番地の2 アミ ティーK203 再生債務者 大森 晃太</p> <p>1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月19日付け再生計画案</p> <p>2 書面で意見を述べ POSSIBILITY ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由</p> <p>3 2の書面の提出期間 令和7年4月16日まで 令和7年3月25日 仙台地方裁判所第4民事部</p>
--	---	--	--

給与所得者等再生による再生計画認可

令和6年(再口)第10020号

東京都八王子市散田町2-48-13

再生債務者 阿黒 健太

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再口)第16号

札幌市豊平区西岡3条1丁目1番1-703号

再生債務者 河野 智彦

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月25日

札幌地方裁判所民事第4部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第7号

大阪府藤井寺市道明寺5丁目3番39号

申立人 増田 友美

(最後の住所地) 鳥取市河原町天神原235番地

(不動産登記記録上の住所) 鳥取市河原町天神原235番地

不明所有者 亡倉信收相続財産

(不動産登記記録上の氏名) 倉信收

届出期間満了日 令和7年5月21日

令和7年3月21日 鳥取地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 鳥取市河原町天神原字天神土居

地番 235番

地目 宅地

地積 1071.07平方メートル

(倉信收持分 3分の1)

2 所在 鳥取市河原町天神原字天神土居 235番地

家屋番号 235番

種類 居宅

構造 木造草葺平家建

床面積 154.05平方メートル

附属建物

符号 6

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺2階建

床面積 1階 20.28平方メートル

2階 20.28平方メートル

符号 9

種類 物置

構造 木蔵瓦葺2階建

床面積 1階 94.93平方メートル

2階 64.96平方メートル

符号 10

種類 居宅・物置

構造 木蔵瓦葺2階建

床面積 1階 26.13平方メートル

2階 28.47平方メートル

符号 11

種類 浴室・便所

構造 木蔵瓦鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 10.62平方メートル

符号 12

種類 事務所・物置

構造 木蔵瓦鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 15.79平方メートル

符号 13

種類 車庫

構造 木蔵瓦鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 25.97平方メートル

(倉信收持分 3分の1)

3 所在 鳥取市河原町天神原字天神土居 235番地

家屋番号 235番の1

種類 倉庫・作業場

構造 鉄骨造石綿スレート葺2階建

床面積 1階 217.75平方メートル

2階 207.90平方メートル

附属建物

符号 1

種類 物置・便所

構造 コンクリートブロック造石綿スレート葺平家建

床面積 6.15平方メートル

(倉信收持分 3分の1)

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

大阪府泉南郡熊取町小垣内3丁目21番18号

申立人 株式会社金田佛心社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪府泉南郡熊取町大字小垣内1633番地

所有者 義本 安

届出期間満了日 令和7年5月19日

令和7年3月19日

大阪地方裁判所岸和田支部

(別紙) 物件目録

1 所在 大阪府泉南郡熊取町小垣内三丁目
地番 1598番3
地目 宅地
地積 29.09平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月1日

東京都港区六本木四丁目二番一一号六本木ユニアハウス二二二二号

(甲) 合同会社ひきつぼし

代表社員 山内 良起

東京都港区麻布十番一丁目二番七号ラフィネ麻布十番七〇一号室

(乙) 合同会社綿津見八海

代表社員 山内 良起

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

この合併については福岡県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月1日

福岡県大牟田市大字田隈九五〇番地1

(甲) 医療法人シーエムエス

理事長 杉 健三

福岡県大牟田市大字宮部一七一〇番地1

(乙) 医療法人福寿会

理事長 杉 健三

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりつくる新会社(乙)の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <https://tsukuru-jisho.co.jp/>

令和7年4月1日

東京都港区六本木一丁目六番一号

フジケンアセツ株式会社

代表取締役 高崎 将充

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月1日

埼玉県春日部市樋堀三九六番地四

合同会社C.D

代表社員 中屋 強

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和7年4月1日

静岡県沼津市市道町八一

イン・サーチ・オブ・エクセレンス・ア

ンド・エレガنس合同会社

代表社員 松蔭 亘

